

令和5年 第3回洞爺湖町農業委員会会議録

令和5年 第3回洞爺湖町農業委員会会議録						
招 集 年 月 日	令和5年3月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和5年3月27日 午後 1時30分			議長 青山 晴重	
	閉 会	令和5年3月27日 午後 2時05分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 10名 欠席 0名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	毛利 政則	○	10	青山 晴重	○
	2	澤田 英雄	○			
	3	佐伯 昌彦	○			
	4	田中 恭一	○			
	5	菊地 哲也	○			
	6	星 博明	○			
	7	村上 正弘	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	大西 俊則	○			
会議録署名委員	8番	西岡 正雄		9番	大西 俊則	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R5.3.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和5年第3回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は10名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番の西岡正雄委員及び、9番の大西俊則委員にお願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1号	議長 議長	次に、日程第3、議事に入ります。 議案第1号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内、1番から6番の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	（議案朗読により、説明） 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 （他に、質疑はございませんか。）
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1番から6番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1番から6番の件を、可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R5.3.27)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 1 号	議長	次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、7 番から 8 番の件を、議題といたします。 会議規則第 10 条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。議長を会長職務代理の星委員に務めていただきます。暫時休憩いたします。
	職務代理	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	職務代理	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	職務代理	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、7 番から 8 番までの件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	職務代理	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、7 番から 8 番までの件を、可と決定いたします。 XXXXXXXXXX が復席しますので、暫時、休憩いたします。
議案 2 号	議長	次に、議案第 2 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	7 番委員	これは単純に農地としての指定が漏れていたということで捉えていいのでしょうか。

議 事 の 経 過 (R5.3.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	事務局長	その通りでございます。農地保有合理化事業で売買を行った土地の隣接地となっており、ちょうど隙間の部分に当たる今回の土地の農用地指定が漏れていたということでございます。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 2 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、可と決定いたします。
議案 3 号	議長	次に、議案第 3 号「令和 5 年度最適化活動計画の目標設定等」の決定についてを、議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「令和 5 年度最適化活動計画の目標設定等」の決定についての件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「令和 5 年度最適化活動計画の目標設定等」の決定についての件を、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 5 年 第 3 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。